

令和 5 年 1 月一部変更

## 木材加工用機械作業主任者技能講習

### ご 案 内

労働安全衛生法の規程により、木材加工用機械を有する事業場における機械の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、その他労働省令で定める事項を行なわせなければならないこととなっております。

一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会では、北海道労働局長の登録を受けた登録教習機関として、この講習を実施いたしますので該当者を積極的に受講させ有資格者の育成とともに安全作業の向上を図られますようご案内申し上げます。

北海道労働局長技能講習登録教習機関

一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会

〒060-0061

札幌市中央区南 1 条西 10 丁目ほくえいビル 505 号室

電 話 (011) 271-3244

F A X (011) 271-3246

## 1. 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械による作業に従事した経験を有する者。
  - イ. 職業訓練法に基づく養成訓練の高等訓練課程又は普通訓練課程の製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科を修了した者。
  - ロ. 職業訓練法に基づく養成訓練の特別高等訓練課程若しくは専門訓練課程（通称短大課程）の建築科又は室内造形科を修了した者。
  - ハ. 職業訓練大学において建築科又は木材加工科の指導員訓練を修了した者。
  - ニ. 職業訓練法（旧法）に基づく公共訓練の2年課程又は事業内訓練において製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科を修了した者。ホ. 高度職業訓練のうち、住居システム系建築科、同住居環境科、同インテリア科 の訓練を受けた者。

注 次の職業訓練者修了者は3年以上の実務経験がなければ受講できません。

- i. 旧訓練法（昭 33 法律 133 号）による公共訓練1年課程訓練
- ii. 改正前訓練法（昭 44 法律 64 号）による専修課程の1年訓練（中卒）及び6ヶ月訓練（高卒）並びに職業能力再開発の6ヶ月訓練（転職者）
- iii. 改正訓練法（昭 53 法律 40 号）による職業能力再開発の6ヶ月訓練（転職者）

## 2. 講習会の日時及び会場

別紙計画書・案内に記載したとおり。

## 3. 講習科目及び時間

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（専門知識） | 6時間 |
| (2) 木材加工用機械、その安全装置の保守点検に関する知識             | 2時間 |
| (3) 木材加工用機械作業方法に関する知識                     | 5時間 |
| (4) 関係法令                                  | 2時間 |

#### 4. 講習科目の受講免除

次の表の左欄に掲げる者はそれぞれ右欄に掲げる講習科目について当該講習科目の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者	免除科目
1. 受講資格（2）のイ、ロ、ニに該当する者 2. 職業訓練法に基づく能力再開発訓練（転職者6ヶ月訓練）で製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練を修了した者	・ 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ・ 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
3. 職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）による木工機械調整、木工又は建築大工の1級又は2級の技能検定に合格した者 4. 製材機械科、建築科、木工科、木型科又は合板科の職業訓練指導員免許を受けた者	・ 木材加工用機械作業の方法に関する知識
5. 林業労働災害防止協会が労働災害防止団体の規定に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	・ 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

#### 5. 修了試験

講習最終時間に修了試験を行いません。

修了試験は筆記試験で試験時間は1時間です。

#### 6. 技能講習修了証の交付

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に修了証を交付します。

7. 受講料合計 18,040円（受講料 14,000円他、テキスト代、送料、消費税等含む）

#### 8. 受講申込

受講希望者は、このHP掲載最新の受講申込書（様式第15号）をダウンロードして所要の事項をみれなく記入し、写真（縦3.0cm、横2.4cm、無帽、無背景）を2枚（申込書貼付、修了証用添付）とともに受講料（テキスト代・消費税等含む）の振込領収書写しを貼付し、当会札幌事務所あて郵送等してください。

また、地方開催申込みについては、とりまとめ共催団体（当連合会会員団体）窓口を受講料を添えて申し込んでください。申込書は定められた期日必着です。

なお、免除講習を希望する方は必ず4（講習科目の受講免除）に記載した修了証又は資格証等の写しを添付してください。（有資格の証明）

## 9. 受講時間割

一 日 目	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、その安全装置の保守点検に関する知識	
	9時～15時 55分（休憩 5分*2回・昼食 45分）	16時～18時	
二 日 目	木材加工用機械作業方法に関する知識	関係法令	修了試験
	9時～14時 50分（休憩 5分 1回、昼食 45分）	14時 55分～ 16時 55分	17時～ 18時

注（1）講習科目の一部免除の受講者は、受講する科目の開始 10 分前までに来場してください。（講習規程で定められた最少時間で計画していますので、遅刻・欠課がある場合は 修了試験を受けることができません。）

（2）この時間割は、一部免除者の受講人員等によって変更することがありますので、あらかじめ開催地の共催団体にお問合せください。

## 10. その他

- （1）札幌会場の受講定員は20名以内です。締め切り前でも定員に達し次第締め切りますので早めに申し込んでください。なお、申込者が少ない場合は講習の開催を中止する場合がありますので予めご了承下さい。中止の場合はこのHPの計画欄に追加掲載する他、申込者に連絡し納付された受講料、テキスト代等は返還いたします。
- （2）受講に当たっては必ず筆記用具を持参してください。
- （3）受講時の服装等については、自由な服装でかまいません。